

「社会福祉法人経営実務マイスター」制度のご案内

(一財)総合福祉研究会
本部事務局

「社会福祉法人経営実務マイスター」制度についてご案内申し上げます。このマイスター認定は、社会福祉法人の経営実務に関するスペシャリストであることを証明する特別な称号となりますので、認定条件を満たす方はぜひご登録ください。

マイスター認定条件につきましては、下記に詳細を記載いたしますのでご覧いただけますと幸いです。

< 「社会福祉法人経営実務マイスター」制度について >

【認定条件】

◆新試験（第18回検定試験以降）の受験者

- ・会計1級
 - ・経営管理
- } この2科目に合格していること

◆旧試験（第17回検定試験以前）の受験者

- ・簿記会計
 - ・財務管理
- } この2科目に合格しておられ、
且つ下記2条件のいずれかを満たしていること

◎ 新試験制度の「入門」試験に合格

◎ 当会指定の研修をネット等で受講し、研修レポートを提出

なお、旧試験での簿記会計・財務管理のいずれか1科目に合格されている方の認定条件は、
当会HP 経営実務検定試験 「新試験制度について」でご確認ください。

【申請方法】 総合福祉研究会のホームページから、「社会福祉法人経営実務マイスター認定申請書」をダウンロードし、必要事項を記入したものを当協会に提出。
(旧試験合格者の場合は、入門科目合格証書写し又は研修レポートを貼付)

【認定】 提出された申請書の内容に虚偽、誤謬がないことを確認できた場合には、申請者に対して「社会福祉法人経営実務マイスター」として認定し、認定証とバッジを付与。
なお、合格が求められる2科目については、複数年にまたがった合格でも差し支えありません。

【有効期間】 認定証発行日から1年間。
ただし、有効期間内に、当会が指定する会計及びガバナンスに関する研修を合計3単位以上受講した場合には、有効期間は1年間延長されます。

【効力】 マイスター認定の有効期間内に限り、「社会福祉法人経営実務マイスター」の称号を経歴書・名刺等に記載することができます。

【研修会】 令和7年2月19日(水)の「社会福祉法人の法令遵守研修会」につきましては、オンデマンド配信を行います。

【お申込み・お問い合わせ先】 一般財団法人 総合福祉研究会 <https://www.sofukuken.gr.jp/>
FAX : 03 (3915) 2661 Mail : info@sofukuken.gr.jp